



発行 新潟県

**第 47 号**

平成26年6月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 987 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 988 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 989 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 990 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 991 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 992 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 993 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 994 公共測量の実施通知（監理課）
- 995 公共測量の実施通知（監理課）
- 996 公共測量の実施通知（監理課）
- 997 公共測量の終了通知（監理課）
- 998 道路の区域変更（道路管理課）
- 999 道路の供用開始（道路管理課）
- 1000 道路の区域変更（道路管理課）
- 1001 道路の供用開始（道路管理課）
- 1002 道路の区域変更（道路管理課）
- 1003 道路の供用開始（道路管理課）
- 1004 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1005 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1006 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

一般競争入札の実施（環境対策課）

病院局告示

- 6 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）
- 7 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報をも定める告示の一部改正（病院局総務課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

教育委員会告示

- 9 博物館の変更登録（文化行政課）
- 10 博物館の変更登録（文化行政課）

正 誤

- 平成26年6月17日付け新潟県公告中（情報政策課）
- 平成23年6月14日付け新潟県告示第899号中（砂防課）
- 平成23年6月14日付け新潟県告示第900号中（砂防課）
- 平成24年3月27日付け新潟県告示第365号中（砂防課）
- 平成24年3月27日付け新潟県告示第366号中（砂防課）



◎新潟県告示第987号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 木戸病院
- 2 所在地 新潟市東区竹尾4丁目13番3号
- 3 有効期間 平成26年7月1日から  
平成29年6月30日まで

◎新潟県告示第988号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月28日(月)	午前10時から正午まで	魚沼市役所堀之内庁舎	魚沼市全域
7月29日(火)	午後1時から3時30分まで	小出北部公民館	
7月30日(水)		小出南部いきいきスポーツセンター	
7月31日(木)	魚沼市地域振興センター		
8月1日(金)	魚沼市役所広神庁舎		
8月4日(月)	魚沼市役所守門庁舎		
8月5日(火)	魚沼市入広瀬会館		
8月6日(水)			
8月7日から平成27年3月13日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第989号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年6月20日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 退任  
理事 新潟市南区鷺ノ木新田2143番地 中村 和一  
退任年月日 平成26年5月15日

◎新潟県告示第990号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の川東土地改良区の定款の変更を平成26年6月10日認可した。

平成26年6月20日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第991号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成26年6月23日から平成26年7月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	善根堰西江	農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	柏崎市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第992号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成26年6月23日から平成26年7月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月20日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	曾地	農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	柏崎市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第993号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成26年6月20日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
五泉市木越600番地1 早出川土地改良区	五泉市 堂願野地区	区画整理事業	新規	平成26年6 月6日	第48条

#### ◎新潟県告示第994号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）1点
- 2 作業期間 平成26年6月20日から平成26年8月8日まで
- 3 作業地域 妙高市大字坂口新田地内 国道18号（妙高大橋付近）

#### ◎新潟県告示第995号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、燕市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（平成26年度 燕市地形図更新業務）
- 2 作業期間 平成26年5月22日から平成26年12月25日まで
- 3 作業地域 燕市全域

#### ◎新潟県告示第996号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西名目所土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（土地区画整理調査測量）
- 2 作業期間 平成26年4月21日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟市北区 西名目所新元島町 名目所字六人持、同字文三郎持、同字地株の各一部

#### ◎新潟県告示第997号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年2月1日から平成26年3月30日まで
- 3 作業地域 新発田市八幡地区、浦地区、松岡地区

#### ◎新潟県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝谷三和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市滝谷町字屋敷 256 番 7 から	新	6.8～16.6メートル	200.2メートル
同市十日町字西野々1014番3まで	旧	5.6～13.5メートル	200.0メートル

## ◎新潟県告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 滝谷三和線
- 2 供用開始の区間  
長岡市滝谷町字屋敷256番7から同市十日町字西野々1014番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年6月20日

## ◎新潟県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市小庭名字朴ノ木田54番6から	新	7.0～21.2メートル	436.1メートル
同市小庭名字家ノ下川端136番3まで	旧	7.0～16.2メートル	436.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道滝之又堀之内線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市小庭名字家ノ下川端136番3から	新	7.0～21.2メートル	436.1メートル

同市小庭名字朴ノ木田54番6まで	旧	7.0～16.2メートル	436.1メートル
------------------	---	--------------	-----------

備考 路線の重用

全区間一般国道291号と重用

## ◎新潟県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市小庭名字朴ノ木田54番6から同市小庭名字家ノ下川端136番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年6月20日

## ◎新潟県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市桜木町字西新田 98 番 5 から	新	11.0～41.8メートル	533.7メートル
同市松波二丁目字下ノ島2602番17まで	旧	(A) 10.7～37.8メートル	537.2メートル
		(B) 8.3～19.0メートル	543.9メートル

備考 1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道402号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 402号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市桜木町字西新田 98 番 5 から	新	11.0～41.8メートル	533.7メートル
同市松波二丁目字下ノ島2602番17まで	旧	(A) 10.7～37.8メートル	537.2メートル
		(B) 8.3～19.0メートル	543.9メートル

備考 1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市松波二丁目字下ノ島 2602 番 17 から 同市桜木町字西新田 98 番 5 まで	新	11.0～41.8メートル	533.7メートル
	旧	(A) 10.7～37.8メートル	537.2メートル
		(B) 8.3～19.0メートル	543.9メートル

備考 1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
全区間一般国道352号及び一般国道402号と重用

◎新潟県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間  
柏崎市桜木町字西新田98番5から同市松波二丁目字下ノ島2602番17まで
- 3 供用開始の期日 平成26年6月20日

◎新潟県告示第1004号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月27日新潟県告示第366号）の指定を解除する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊利川地区	佐渡市新穂田野沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1005号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

今井(2)地区	中魚沼郡津南町大字上郷 大井平今井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今井(1)地区	中魚沼郡津南町大字上郷 大井平今井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今井(4)地区	中魚沼郡津南町大字上郷 大井平今井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今井(3)地区	中魚沼郡津南町大字上郷 大井平今井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上郷大井平地区	中魚沼郡津南町大字上郷 大井平大井平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
灰雨地区	中魚沼郡津南町大字上郷 大井平灰雨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬界川地区	中魚沼郡津南町大字上郷 大井平今井	次の図のとおり	土石流
上郷大井平地区	中魚沼郡津南町大字上郷 大井平大井平	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大角間(1)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久之木(3)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西長島地区	柏崎市大字西長島	次の図のとおり	地すべり
旧広田(2)地区	柏崎市大字旧広田	次の図のとおり	地すべり
西谷地区	刈羽郡刈羽村大字西谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大塚地区	刈羽郡刈羽村大字大塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷新田地区	刈羽郡刈羽村大字入和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入和田地区	刈羽郡刈羽村大字入和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入和田(2)地区	刈羽郡刈羽村大字入和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鷲尾(1)地区	糸魚川市大字鷲尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷲尾(2)地区	糸魚川市大字鷲尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



折戸川地区	糸魚川市大字鷺尾	次の図のとおり	土石流
鷺尾地区	糸魚川市大字鷺尾	次の図のとおり	地すべり
中林川地区	糸魚川市大字中林	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南片辺地区	佐渡市南片辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南片辺(1)地区	佐渡市南片辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松島川(1)地区	佐渡市南片辺	次の図のとおり	土石流
松島川(2)地区	佐渡市南片辺	次の図のとおり	土石流
南片辺地区	佐渡市南片辺、北片辺	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第1006号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今井(1)地区	中魚沼郡津南町大字上郷大井平今井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今井(4)地区	中魚沼郡津南町大字上郷大井平今井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上郷大井平地区	中魚沼郡津南町大字上郷大井平大井平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
灰雨地区	中魚沼郡津南町大字上郷大井平灰雨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------	---------------------

		すると想定される衝撃に関する事項	
大角間(1)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久之木(3)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大塚地区	刈羽郡刈羽村大字大塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷新田地区	刈羽郡刈羽村大字入和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入和田地区	刈羽郡刈羽村大字入和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入和田(2)地区	刈羽郡刈羽村大字入和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鷲尾(1)地区	糸魚川市大字鷲尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷲尾(2)地区	糸魚川市大字鷲尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南片辺地区	佐渡市南片辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南片辺(1)地区	佐渡市南片辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松島川(1)地区	佐渡市南片辺	次の図のとおり	土石流
松島川(2)地区	佐渡市南片辺	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県大気常時監視テレメ

ータシステム貸借について、次のとおり一般入札を行う。

なお、この入札に係わる調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用をうけるものである。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達案件の名称

新潟県大気常時監視テレメータシステム貸借

2 入札説明書及び調達仕様書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問い合わせ等

(1) 交付期間

平成26年6月20日(金)から平成26年7月10日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県県民生活・環境部環境対策課大気環境係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 質問書の提出

入札説明書に定めるところによる。

3 本入札に係る参加資格の確認

本入札に参加することを希望する者は、以下に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。

この場合において、以下に定めるところに従わなかった者及び下記4に定める資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

なお、本入札に係る参加資格の確認結果については、申請者に対し、それぞれ書面により平成26年7月25日(金)までに書面で通知する。

(1) 提出期限

平成26年7月18日(金)午後5時15分まで

(2) 提出場所

上記2(2)に定める場所に同じ。

(3) 提出方法

本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)若しくはその代理人の持参又は郵送とする。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付き書留郵便(封筒の表に「新潟県大気常時監視テレメータシステム貸借競争入札参加資格確認申請書在中」の朱書きをしたものに限る。)とし、上記(1)に定める提出期限までに、到達するように郵送すること。

(4) 提出書類

入札説明書に定めるところによる。

4 本入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加できる者は、一の個人若しくは法人であって、それぞれ以下に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成26年6月20日現在において、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者

イ 平成26年6月20日現在において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者

(3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 本入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 上記3に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(7) 下記5(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

5 本入札執行の日時及び場所

- (1) 日時  
平成26年 7 月31日 (木) 午前10時
  - (2) 場所  
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1  
新潟県庁入札室
- 6 本入札の手續き等
- (1) 入札の方法  
次のいずれかの方法によること。
    - ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書（封筒に入れ密封の上、上記 1 の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る。）を持参し、提出すること。ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、上記 5 (1) に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。
    - イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記 2 (2) に定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「新潟県大気常時監視テレメータシステム賃貸借入札書在中」の朱書きをし、中封筒に上記 1 の調達案件の名称及び 5 (1) に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって上記 5 (1) に定める日の前日の午後 5 時15分までに到着するよう郵送すること。
  - (2) 入札書の名義  
本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。
  - (3) 入札書の記載
    - ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
    - イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（上記 1 に掲げる新潟県大気常時監視テレメータシステムの 1 か月当たりの賃貸借料をいう。以下同じ。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）に84を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に84を乗じて得た額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定  
本入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。
- 8 無効入札  
次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
  - (2) 入札に参加する条件に違反した入札
  - (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第 1 項各号に掲げる入札
  - (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 9 入札保証金  
契約希望本体金額に100分の 8 に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の 5 に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第 1 号に該当する場合は、免除する。  
なお、複数の方法による保証は認めない。
- 10 契約保証金  
契約金額（上記 1 に掲げる新潟県大気常時監視テレメータシステムの 1 か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。
- 11 契約書及び契約条項  
「新潟県大気常時監視テレメータシステム賃貸借契約書（案）」のとおりとする。  
なお、契約内容については落札業者決定後に内容を踏まえて協議の上、変更する場合がある。
- 12 その他
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

(3) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 本入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、解除することがある。
- ウ 本入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased:

Leasing contract for Niigata Prefectural telemeter system for monitoring atmosphere

(2) Time and place of bidding:

10 : 00a. m. , July 31, 2014

Bidding Room, Niigata Prefectural Office

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

(3) For more information contact:

Environmental Management Division

Department of Civic and Environmental Affairs, Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata

950 - 8570, Japan

病院局告示

◎新潟県病院局告示第6号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施した。

平成26年6月20日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、神経内科、麻酔科、 <u>歯科口腔外科、病理診断科、救急科</u>	新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、神経内科、麻酔科、 <u>歯科口腔外科、救急科</u>
(略)		(略)	

◎新潟県病院局告示第7号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成17年12月16日新潟県病院局告示第5号）の一部を次のように改正し、平成26年6月20日以後に実施する試験等から適用する。

平成26年6月20日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
職員採用選考 考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施しないもの）	種目別得点及び総合ランク	合格発表日から1か月間	病院局 総務課	職員採用選考 考査（助産師及び看護師に係るもの）	種目別得点及び総合ランク	合格発表日から1か月間	病院局 総務課
	職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施するもの）	第1次考査の不合格者に係る第1次考査の種目別得点及び総合ランク			第1次考査の合格発表の日又は合否通知の日から1か月間	職員採用選考考査（専門看護師に係るもの）	
職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施するもの）	第2次考査受験者に係る第1次考査の種目別得点及び総合ランク並びに第2次考査の種目別得点及び総合ランク	最終合格発表の日又は最終合否通知の日から1か月間		職員採用選考考査（病院事務に係るもの）	第1次考査の不合格者に係る第1次考査の種目別得点及び総合ランク	第1次考査の合格発表の日又は合否通知の日から1か月間	
					第2次考査受験者に係る第1次考査の種目別得点及び総合ランク並びに第2次考査の種目別得点及び総合ランク	最終合格発表の日又は最終合否通知の日から1か月間	



入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年10月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年6月30日(月)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。



## 教育委員会告示

## ◎新潟県教育委員会告示第9号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、平成26年6月11日に次のとおり施設の設置者を変更登録した。

平成26年6月20日

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

設置者の名称及び住所	佐渡市 【変更前】 財団法人佐渡博物館 新潟県佐渡市八幡2041番地
施設の名称	佐渡博物館
施設の所在地	新潟県佐渡市八幡2041番地
登録番号	新潟県第6号
博物館の変更年月日	平成25年12月1日

## ◎新潟県教育委員会告示第10号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、平成26年6月12日に次のとおり施設の所在地を変更登録した。

平成26年6月20日

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

設置者の名称及び住所	長岡市
施設の名称	長岡市立科学博物館
施設の所在地	新潟県長岡市幸町二丁目一番一号 【変更前】 新潟県長岡市柳原町二番地一
登録番号	新潟県第1号
博物館の変更年月日	平成26年4月29日

## 正 誤

平成26年6月17日付け新潟県公告（一般競争入札の実施）中

ページ	行	誤	正
3	39	平成27年1月31日（土）	平成26年9月30日（火）

平成23年6月14日付け新潟県告示第899号（土砂災害警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
753	右	23～27	佐渡市田野沢	佐渡市新徳田野沢

平成23年6月14日付け新潟県告示第900号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
755	左	27	佐渡市田野沢	佐渡市新徳田野沢

平成24年3月27日付け新潟県告示第365号（土砂災害警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
304	左	22、23	佐渡市田野沢	佐渡市新穂田野沢

平成24年3月27日付け新潟県告示第366号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
306	右	24、25	佐渡市田野沢	佐渡市新穂田野沢